「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領」Q&A

平成21年4月6日

【総論】

- Q1. このQ&Aは、どのような位置付けになるのですか。
- A. 各認定支援機関による中小企業再生支援協議会事業(以下、「協議会事業」といいます。) の手続を定めた中小企業再生支援協議会事業実施基本要領(以下、「本基本要領」といい ます。)について、実務上留意すべき事項を中小企業庁においてまとめたものです。
- Q2. 本基本要領制定の目的はどのようなものですか。
- A. 各経済産業局からの委託により認定支援機関が協議会事業を実施するにあたり、協議会事業が対象とする企業、協議会事業における私的整理の進め方、再生計画案の内容等について統一的ルールを整備することにより、各認定支援機関による案件処理水準を向上させるとともに、外部信頼性の強化をはかることを目的としています。

各認定支援機関は、本基本要領に定められた手順に準拠して、私的整理を実施することとなります。以下、本基本要領に定められた手順に準拠して実施する私的整理を「協議会スキーム」といいます。

- Q3. 協議会事業を行うにあたり、認定支援機関はどのような立場に立つのでしょうか。
- A. 認定支援機関は、事業者(債務者)の代理人でも債権者(金融機関等)の代理人でもなく、中立公正な第三者として、協議会事業を行わなければなりません。すなわち、認定支援機関(及び業務を実施する支援業務部門)は、中立的な立場で、再生計画案の策定支援、再生計画案の調査報告及び債権者との合意形成に向けた調整等を実施する必要があります。

なお、私的整理に関するガイドラインでは、債務者企業に代理人弁護士が就き金融機関等との協議交渉を行うのが通例ですが、協議会事業においては、相談に来る事業者(債務者)に代理人弁護士が就いているケースは稀であり、資金繰りなど窮境にある状況から取引金融機関との間で合理的な協議交渉ができていないケースもあります。そのような場合において、事業者が合理的でない不利益を受けないよう、認定支援機関としては、中立公正な立場から配慮する必要があります。

Q4. 支援業務部門とは、どのような部門ですか。

- A. 支援業務部門は、認定支援機関に設置される部門であり、再生計画策定支援等の再生 支援業務を実施する部門です。支援業務部門には、再生支援の専門家である統括責任者 と統括責任者補佐が配置されます。(本基本要領4.(1))
- Q5. 協議会スキームは、「私的整理に関するガイドライン」とは異なる手続なのですか。
- A.「私的整理に関するガイドライン」は、企業の私的整理に関する基本的な考え方を整理し、私的整理の進め方、対象となる企業、再建計画案の内容等についての関係者の共通認識を醸成するために、平成13年6月に「私的整理に関するガイドライン研究会」が発足し、取りまとめられたものであり、私的整理を公正かつ迅速に行うための準則として、金融界と産業界を代表する者が中立公平な学識経験者などとともに協議を重ねて策定されたものとされています(「私的整理に関するガイドライン」Q&A【Q2】、【Q7】)。

本基本要領は、認定支援機関による中小企業を対象とした私的整理の準則を定めるものであるため、上記経緯により策定された私的整理の準則である「私的整理に関するガイドライン」をベースとして、中小企業の特性や地域の特性を考慮して策定したものです。

したがって、「私的整理に関するガイドライン」と協議会スキームは別の手続ではありますが、協議会スキームを具体的に遂行するにあたっては、「私的整理に関するガイドライン」における解釈を参照すべきと考えます。以下の Q&A においても、「私的整理に関するガイドライン」 Q&A を引用又は参照しています。

Q6. 協議会スキームと「私的整理に関するガイドライン」の相違点は何ですか。

- A. 協議会スキームと「私的整理に関するガイドライン」は別の手続であり、具体的な手 続において種々の相違がありますが、主要な相違点は以下のとおりです。
 - ① 協議会スキームは、対象企業が中小企業者に限定されています。
 - ② 「私的整理に関するガイドライン」では、債務者が主要債権者に対してこのガイドラインによる私的整理の申し出をし、主要債権者が検討の結果、一時停止の通知をするのが相当であると判断したときは、主要債権者と債務者が連名で、対象債権者に対し一時停止の通知を発し、この通知を発した段階で、このガイドラインによる私的整理手続が開始することとされており、主要債権者が主体的に手続を遂行することとされています。(「私的整理に関するガイドライン」Q&A【Q15】参照)

これに対し、協議会スキームは、相談企業が支援業務部門に対し再生計画策定支援 の申込を行い、これを受け、統括責任者が、主要債権者の意向を踏まえ、認定支援機 関の長と協議の上、再生計画策定支援(第二次対応)の開始を決定し、支援業務部門 が手続を遂行します。

- ③ 「私的整理に関するガイドライン」は、手続の開始に際し、一時停止の通知を行う ことが求められていますが、協議会スキームにおいては、一時停止の通知は行われま せん。(Q21を参照)
- ④ 「私的整理に関するガイドライン」では、再建計画の内容として、再建計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から3年以内を目処に実質的な債務超過を解消する内容を求められていますが、協議会スキームでは、再生計画の内容として、再生計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から3~5年以内を目処に実質的な債務超過を解消する内容が求められています(本基本要領6.(5)②)。また、協議会スキームでは、再生計画の内容として、再生計画の終了年度(原則として実質的な債務超過を解消する年度)における有利子負債の対キャッシュフロー比率が概ね10倍以下となる内容が求められていますが(本基本要領6.(5)④)、この基準は「私的整理に関するガイドライン」には規定されていません。

なお、協議会スキームでは、債権放棄等を要請する内容を含まない再生計画の場合 には、上記の実質的債務超過解消年数や有利子負債の対キャッシュフロー比率の基準 を満たさない再生計画の策定が許容されています(本基本要領 6. (5) ⑨)。

- Q7. 再生計画において、法人税法第25条第3項及び第33条第3項(平成17年度 税制改正によるいわゆる資産評価損益の計上)並びに同法第59条第2項第1号(同改 正によるいわゆる期限切れ欠損金の優先利用)の適用を受ける場合の手続はどのように なりますか。
- A. 法人税法第25条第3項及び第33条第3項(平成17年度税制改正によるいわゆる 資産評価損益の計上)並びに同法第59条第2項第1号(同改正によるいわゆる期限切れ欠損金の優先利用)の適用を受ける再生計画を策定する場合は、本基本要領に定められた手順ではなく、中小企業庁が別に定めた「中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順(再生計画検討委員会が再生計画案の調査・報告を行う場合)」に定められた手順に従う必要があります。同策定手順は、一時停止の通知、再生計画検討委員会の設置、「実態貸借対照表作成に当たっての評価基準」に基づいた資産評定などの点で、本基本要領に定められた手順(協議会スキーム)と異なります。
- Q8. 協議会スキームによって債権放棄が行われた場合の債権者側の税務処理はどのようになりますか。
- A. 協議会スキームによって債権放棄が行われた場合の債権者側の税務処理、すなわち、 債権放棄額について損金算入が認められるかについては、現行の法人税法、所得税法等 の法令及び通達に規定するところによります。

協議会スキームに基づき策定された再生計画により債権放棄が行われた場合、債権者側の税務処理については、法人税基本通達9-4-2に定める「合理的な再建計画に基

づく」債権放棄に該当し、債権放棄額は税務上損金算入され得るか否かに関しては、平成15年7月28日に国税庁に「中小企業再生支援協議会で策定を支援した再建計画(A社及びB社のモデルケース)に基づき債権放棄が行われた場合の税務上の取扱いについて」照会を行い、同月31日に国税庁から当該モデルケースについて差し支えない旨回答をいただいております。

- Q9. 協議会スキームによって債務免除が行われた場合の債務者側の税務処理はどのようになりますか。
- A. 協議会スキームによって策定された再生計画により債務免除が行われた場合、債務者側の税務処理については、法人税基本通達12-3-1(3)に定めるとおり、原則として、債務の免除等の決定について恣意性がなく、かつ、その内容に合理性があると認められる資産の整理に該当し、法人税法第59条≪資産整理に伴う私財提供等があった場合の欠損金の損金算入≫の適用があるものと考えられますが、これを確認するため、平成15年7月28日に国税庁に「中小企業再生支援協議会で策定を支援した再建計画(A社及びB社のモデルケース)に基づき債権放棄が行われた場合の税務上の取扱いについて」照会を行い、同月31日に国税庁から当該モデルケースについて差し支えない旨回答をいただいております。

なお、Q7のとおり、平成17年度税制改正による資産評価損益の計上や期限切れ欠損金の優先利用の適用を受ける再生計画を策定する場合は、本基本要領に定められた手順ではなく、中小企業庁が別に定めた「中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順(再生計画検討委員会が再生計画案の調査・報告を行う場合)」に定められた手順に従う必要があります。

【各論】

(対象企業)

- Q10. 協議会事業が対象とする「中小企業者」とはどのような企業ですか。
- A. 協議会事業が対象とする「中小企業者」は、産業活力再生特別措置法第2条第15項 に定義される「中小企業者」のとおりです。

產業活力再生特別措置法

第2条 (定義)

- 15 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以 下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲

げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。) に属する事業を主たる事業として営むもの

- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下 の会社及び個人であって、卸売業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主た る事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業 (第五号の政令で定める業種を除く。) に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人 以下の会社及び個人であって、小売業 (次号の政令で定める業種を除く。) に属する事業を主 たる事業として営むもの
- 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用 する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定 める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 六 企業組合
- 七 協業組合
- 八 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの
- Q11. 協議会スキームの対象となる企業はどのような企業ですか。
- A. 本基本要領 6. (1) に規定する要件を満たす中小企業者が対象となります。
- Q12. 『債権放棄等の要請を含む再生計画』とは具体的にどのような再生計画を意味するのですか。(本基本要領6.(1)②)
- A. 再生計画案における金融支援の内容としては、第一に、リスケジュールや DDS による 条件変更による方法、第二に、直接債権放棄、実質的な債権放棄、DES により相談企業 の債務の一部減免を求める方法の、大別してふたつの方法があります。

『債権放棄等の要請を含む再生計画』とは、金融支援の内容として、後者の方法を含む再生計画を意味します。『債権放棄等の要請を含む再生計画』を策定する場合は、個別支援チームの構成(本基本要領6.(3)①)、再生計画案の内容(同6.(5)⑥、⑧、⑨)、再生計画案の調査報告の内容(同6.(6)②)等において、条件変更だけの場合と比較してより厳格に規定されています。

- Q13. 『実質的な債権放棄』とは具体的にどのような手法ですか。(本基本要領6.(1) ②)
- A. 『実質的な債権放棄』とは、相談企業の事業を会社分割又は事業譲渡により別会社に譲

渡した後、相談企業について特別清算手続又は破産手続を申立て、当該手続の中で対象 債権者から債権放棄を得る手法をいいます。

- Q 1 4. 『事業価値が著しく毀損する』とは具体的にどのようなことですか。(本基本要領 6.(1)④)
- A. 『事業価値が著しく毀損する』とは、例えば、法的整理になると納入業者まで巻き込んだ整理となるため、納入業者が競争力のある商品の納入を拒むなどのために営業が継続できなくなったり、また、法的整理で再建を目指した場合、倒産のレッテルが貼られ、ブランドイメージが劣化し、ユーザーが債務者の製品・商品の購入や発注を回避し、結果として事業が成り立たなくなって、清算に向かわざるを得なくなるケースなどを指しています。(「私的整理に関するガイドライン」Q&A【Q13】)
- Q 1 5. 債権者にとっての『経済的な合理性』とは具体的にはどのようなことですか。(本基本要領 6.(1) ⑤)
- A. 債権者の『経済的な合理性』とは、債権放棄を行うことで、債務者企業の再生に繋がり、当該企業向けの残存債権の回収がより確実になることにより、債権者の損失が最小限に抑えられることをいいます。すなわち、各債権者にとっては、債務者が例えば破産法や民事再生法などの法的倒産処理手続に至った場合に想定される回収額よりも、私的整理において債権放棄を実施し事業を継続させながら、回収を図った方がより多くの回収が見込めることなどがこれに該当します。(「私的整理に関するガイドライン」Q&A【Q14】)

なお、当該企業からの残存債権の回収について、法的倒産処理手続に至った場合に想定される回収額よりも多くの回収が見込めるか判断が困難な場合であっても、当該企業が法的倒産処理手続に至ったことによって取引先企業が連鎖倒産し、取引先企業向けの残存債権の回収ができなくなることにより債権者の損失の拡大が想定される場合等においては、取引先企業の連鎖倒産による損失をも考慮に入れて『経済的な合理性』を判断することもあり得ると考えます。

(再生計画策定支援の開始)

- Q16. 『主要債権者』及び『対象債権者』とはそれぞれ具体的にどのような債権者を意味するのですか。
- A. 『主要債権者』とは、対象債権者のうち、相談企業(債務者)に対する債権額が上位の シェアを占める債権者です(本基本要領4.(3)②)。『対象債権者』とは、相談企業(債 務者)の取引金融機関等の債権者であって、再生計画が成立した場合に金融支援の要請

を受けることが予定される債権者です(本基本要領 4.(2) ②)。(「私的整理に関するガイドライン」 Q&A 【 Q8 】 参照)

- Q17. 主要債権者又は対象債権者となる『取引金融機関等の債権者』とはどのような債権者ですか。
- A. 一般の金融機関(銀行、信用金庫、信用組合)、信用保証協会、政府系金融機関を意味します。また、金融機関等から債権の譲渡を受けた債権回収会社(サービサー)やファンドといった金融債権者も含まれます。

商取引債権者は、原則として対象債権者に含まれませんが、多額の債権を有し、債務者との間で密接な関係(資本関係や取引関係など)がある場合など、その債権者の協力を得なければ再生が難しい場合には、その債権者を主要債権者又は対象債権者とすることはあり得ると考えます。(「私的整理に関するガイドライン」Q&A【Q8】【Q17】参照)なお、商取引債権者を対象債権者に含める際には、とりわけ当該対象債権者が大企業でない場合においては、その商取引債権者と債務者との取引関係やその商取引債権者と対象債権者との金融取引関係等の事情により、対象債権者とされることを事実上強制されることがないよう配慮する必要があります。

- Q18. 再生計画策定支援の開始にあたり主要債権者の意向を確認するとされていますが、どの程度の確認がなされますか。(本基本要領6.(2)①)
- A. 再生計画策定支援を開始するか否かを判断するための意向確認ですので、具体的な再生計画への同意の可能性を確認する必要はありません。その相談企業について事業性が認められない等の理由により破産的清算を求めるなど、主要債権者がその相談企業の事業の再生を検討することに対して否定的でないことが確認されれば足ります。
- Q19. 再生計画策定支援(第二次対応)の開始の時点はいつですか。
- A. 相談企業から支援業務部門に対する再生計画策定支援の申込みを受け、統括責任者が、主要債権者の意向を踏まえ、認定支援機関の長と協議の上、再生計画の策定を支援することを決定した時点で、再生計画策定支援(第二次対応)を開始します(本基本要領6.(2)②)。再生計画策定支援の開始を決定した場合には、その旨を相談企業に通知します(本基本要領6.(2)④)。

また、必要に応じて、主要債権者及び対象債権者にも通知します。

Q20. 再生計画の策定を支援することが適当であると判断できない場合等は、どうする のですか。 A. 統括責任者が、相談企業について再生計画の策定を支援することが適当であると判断できない場合は、基本的には再生計画策定支援(第二次対応)を開始しません。もっとも、例えば再生の対象となる事業に事業価値があるかの判断が困難であるものの、事業面での支援を行うことにより再生の対象となる事業に収益性や将来性が生まれる可能性が見込まれる場合などに、中小企業診断士等の外部専門家を補助者として活用し事業面の支援を行うことにより(本基本要領6.(2)③)、再生の対象となる事業に収益性や将来性が認められ、再生計画の策定を支援することが適当であると判断できた場合には、その時点で、再生計画策定支援(第二次対応)を開始することができます。

Q21. 協議会スキームにおいて『一時停止』の通知はなされないのですか。

A.「私的整理に関するガイドライン」において、『一時停止』とは、対象債権者の個別的権利行使や債権保全措置だけでなく、債務者が通常の営業の過程でなく行う資産処分、新債務の負担、一部の対象債権者に対する弁済などを禁止するものと定義されており、主要債権者と債務者が連名で対象債権者に『一時停止』の通知を発することにより、同ガイドラインによる私的整理手続が開始するとされています(「私的整理に関するガイドライン」Q&A【Q15】【Q25】参照)。

これに対し、協議会スキームでは、対象債権者に『一時停止』の通知はなされません。 もっとも、協議会スキームによる私的整理手続の遂行に際し、債務者(相談企業)の資 金繰り等の事情から必要性が認められる場合には、統括責任者と債務者の連名で書面等 により対象債権者の全部又は一部に対して、元本又は元利金の返済の停止や猶予を求め る『返済猶予の要請』や対象債権者の個別的権利行使や債権保全措置等の差し控えの要 請を行うことがあります。

なお、法人税法第25条第3項及び第33条第3項(平成17年度税制改正によるいわゆる資産評価損益の計上)並びに同法第59条第2項第1号(同改正によるいわゆる期限切れ欠損金の優先利用)の適用を受ける再生計画を策定する場合には、本基本要領に定められた手順ではなく、中小企業庁が別に定めた「中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順(再生計画検討委員会が再生計画案の調査・報告を行う場合)」に定められた手順に従う必要がありますが(Q7)、同策定手順では、『返済猶予の要請』とは異なり、「私的整理手続に関するガイドライン」と同様に『一時停止』の通知がなされることとされています(同策定手順4.参照)。

(個別支援チームの編成)

Q22. 個別支援チームはどのような立場に立つのですか。

A. 個別支援チームは、支援業務部門の下に組成され、相談企業(債務者)と対象債権者のいずれの立場にも立たない中立公正な立場から、再生計画案の策定支援を実施します。

- Q23. 個別支援チームのメンバーは誰が委嘱するのですか。
- A. 統括責任者が個別支援チームのメンバーを選任し、認定支援機関が委嘱します。
- Q24. 個別支援チームのメンバーには、どのような専門家が参画するのですか。
- A. 個別支援チームには公認会計士又は税理士を含める必要があります。また、債権放棄等の要請を含む再生計画の策定を支援することが見込まれる場合は、原則として、弁護士及び公認会計士を含める必要があります。(本基本要領 6. (3) ①)

(再生計画案の作成)

- Q25. 再生計画案は誰が作成するのですか。
- A. 再生計画案は相談企業が作成するものです。個別支援チームは、相談企業による再生 計画案の作成を支援するに過ぎません。

(再生計画案の内容)

- Q26. 『有利子負債の対キャッシュフロー比率が概ね10倍以下』とありますが、具体的にどのような方法で算出するのですか。(本基本要領6.(5)④)
- A. 平成 14 年 12 月 19 日付「企業・産業再生に関する基本指針」(産業再生・雇用対策戦略本部決定)及び平成 15 年 4 月 10 日付「我が国産業の活力の再生に関する基本的な指針」(経済産業省告示第 129 号)に定義された以下の算出方法によります。

有利子負債合計額-現預金-信用度の高い有価証券等の評価額-運転資金の額 留保利益+減価償却費+前事業年度からの引当金の増減額 ≦ 10

※1) 有利子負債

有利子負債=短期借入金+割引手形+長期借入金(1年以内に返済予定のものを含む。) +社債(1年以内に償還予定のものを含む。)

※2) 運転資金

運転資金=売掛債権+棚卸資産-仕入債務 ただし、運転資金の計算において、売上債権中の回収不能額や棚卸資産中の不良在庫などは控除する。

※3) 留保利益

留保利益=経常利益-法人税及び住民税等(注イ)-社外流失(配当・役員賞与)(注ロ) (注イ) 法人税及び住民税等 法人税及び住民税等とは、経常利益に対する法人税、住民税及び法人事業税(以下、「法人税等」という。)のことであり、その予想額算出に当たっては、経常利益に法人税等の実効税率を乗じて算出することができる。

(注1) 社外流失

社外流失の算定にあたっては、(算定時点における) 予想数値を用いることとする。

※4) 減価償却費

減価償却費は、過去の実績や今後の設備投資計画に基づき、その予想額を算出する。

※5) 引当金

引当金に係る計算に関しては、次に掲げる引当金は含まないものとする。

- 賞与引当金、退職給付引当金
- 特別損益の部において繰り入れ又は取り崩しが行われる引当金

なお、企業の業種特性や固有の事情等に応じた合理的な理由がある場合には、有利子 負債の対キャッシュフロー比率が10倍を超える比率となることも許容されます(本基 本要領6.(5)④括弧内)。

- Q27. 『経営者責任』、『株主責任』とはどういうことですか。(本基本要領6.(5)⑤、⑥)
- A. 私的整理により債権放棄を受ける場合には、モラルハザード対策を講じるべきであり、 債権者・債務者間のみならず、社会的にも納得できる形で経営者責任・株主責任をとる ことが正義に適うと考えられます。(「私的整理に関するガイドライン」Q&A【Q40】)
- Q28. 『経営者責任の明確化』とは具体的にどのようなことですか。経営者の退任が求められるのですか。(本基本要領6.(5)⑤)
- A. 協議会スキームにおいては、経営者の退任を必須とするものではありません。経営者 責任の明確化としての経営者の退任は、窮境原因に対する経営者の関与度合、対象債権 者による金融支援の内容、対象債権者の意向、相談企業の事業継続における経営者の関 与の必要性など種々の事情を考慮して、個別に対応すべきであり、経営者責任の明確化 の内容としては、役員報酬の削減、経営者貸付の債権放棄、私財提供や支配株主からの 脱退等により図ることもあり得ると考えます。
- Q 2 9. 『株主責任の明確化』とは具体的にどのようなことですか。(本基本要領 6. (5) ⑤)
- A. 私的整理において債権放棄を受ける場合には、経営者だけでなく株主も相応の責任を とるべきです。その内容としては、減資や株式の無償譲渡により支配株主の権利を消滅 させることはもとより、減増資により既存株主の割合的地位を減少又は消滅させる方法

があります。(「私的整理に関するガイドライン」Q&A【Q40】参照)なお、一般株主については、支配株主のような経営への関与が認められないのが通例であるため、そのような場合には、支配株主とは別に取り扱うこともあり得ると考えます。

また、『実質的な債権放棄』(Q13 参照) の場合には、特別清算手続又は破産手続の中で株主責任が果たされることになります。

- Q30. 債権放棄のカット率は対象債権者間で同一でなければならないのですか。
- A. 『再生計画案における権利関係の調整は、債権者間で平等であることを旨とし』とは、 債権者の負担についての「基本的考え方」「考え方の軸」を示しています。個別のケース では、各債権者との交渉の過程で各債権者の合意可能な水準に定められるのが一般的で す。したがって、債権放棄のカット率が債権者間で同一でなければならないことを意味 しているものではありません。(「私的整理に関するガイドライン」Q&A【Q42】)
- Q31. 『衡平性の観点から、個別に検討する』とは具体的にどのようなことですか。(本基本要領6.(5)⑦)
- A. 対象債権者の負担割合を個別に検討する場合には、衡平性の観点すなわち実質的な平等を担保するために、債務者に対する関与度合、取引状況等を考慮する必要があります。例えば、関与度合、取引状況が同等である債権者同士をグルーピングし同一の負担とする方法も考えられます。また、各債権者の債権カット率が異なることのみならず、ある債権者は DES により債権を株式に転換したり、新たなリファイナンス資金を貸し付けたりするような形で再生計画に協力することも考えられます。(「私的整理に関するガイドライン」Q&A【Q43】参照)

(再生計画案の調査報告)

- Q32. 調査報告書は誰が作成するのですか。
- A. 債権放棄等の要請を含まない再生計画案の場合は統括責任者が、債権放棄等の要請を含む再生計画案の場合は原則として個別支援チームに参画した弁護士が、調査報告書を作成します。(本基本要領 6. (6) ①)

(債権者会議の開催と再生計画の成立)

- Q33. 債権者会議は必ず開催しなければならないのですか。
- A. 対象債権者が一堂に会する債権者会議を開催することが望ましいですが、債権者会議

を開催せず、再生計画案の説明等を持ち回りにより実施し、対象債権者から各別に同意不同意の意見を書面で表明してもらう方法によることも許容されます。(本基本要領6.(7)(1))

- Q34. 大部分の債権者が再生計画案に同意したが、一部の対象債権者の同意が得られないときはどうなるのですか。
- A. 協議会スキームは私的整理手続であり、多数決で決することはできませんから、同意 が得られない対象債権者を拘束することはできません。したがって、一部の対象債権者 から同意が得られないときは、再生計画は成立しないこととなります。

もっとも、同意が得られなかった対象債権者を除外しても再生計画の実行上影響がない(再生計画の実行が可能である)と判断できる場合には、当該不同意の対象債権者からの金融支援を除外した変更計画を作成し、変更計画について不同意の対象債権者を除外した全ての対象債権者の同意を得た場合には、変更計画につき再生計画を成立させることは可能です。(本基本要領6.(7)③)

(その他)

Q35. 成立した再生計画は公表されるのですか。

A. 中小企業庁が、全国の案件について、基本的には、①相談企業の概要(事業内容、現 状に至った経緯、債務の状況等)、②再生計画の概要(再生計画の目標、事業面での再生 及び財務面での再生の具体的な内容等)をまとめたものを公表します。もっとも、相談 企業名は、相談企業が同意した場合を除き公表しません。(本基本要領7.(1)、(2))

以上